

## 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

熊本県（以下「甲」という。）と（団長の長）（以下「乙」という。）とは、熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「熊本 DCAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、熊本 DCAT を避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障がい者等要援護者を支援することを目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自ら団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、熊本 DCAT に協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要援護者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し熊本 DCAT の派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（熊本 DCAT に協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する熊本 DCAT の派遣先は、原則として熊本県内とする。ただし、熊本県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に熊本 DCAT の派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、熊本県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 熊本 DCAT は、避難所等において次の業務を行うこととする。

（1）福祉ニーズの把握

（2）福祉的トリアージ（要援護者の状況に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町村等に情報提供したり、設備、体制の整った施設へ要援護者を移送するかどうかの判断をしたりすることをいう。）

（3）福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防

（4）その他避難所等で必要な福祉支援

2 熊本 DCAT の構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

（指揮命令）

第5条 熊本 DCAT が業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

（移動手段）

第6条 熊本 DCAT の構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、熊本 DCAT の業務に関連する事故に対応するため、熊本 DCAT の構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した熊本 DCAT の派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救護法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村に熊本 DCAT が派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、熊本 DCAT の構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自その 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事

印

乙 (所在地)

(団体名)

(代表者 職 氏名)

印